

## 議案件名（平成28年第1回定例会）

予算案	25件（補正予算7件、当初予算18件）
条例案	30件（制定7件、一部改正23件）
一般議案	8件（町の区域及び名称の変更1件、土地の処分1件、財産の処分1件、損害賠償の額の決定及び和解1件、指定管理者の指定1件、包括外部監査契約1件、議決事件の一部変更1件、市道路線の認定及び廃止1件）

---

計 63件

## （ 予 算 案 ）

- 1 平成27年度千葉市一般会計補正予算（第5号）
- 2 平成27年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 平成27年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 平成27年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算（第1号）
- 5 平成27年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成27年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 7 平成27年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 平成28年度千葉市一般会計予算
- 9 平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 10 平成28年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 11 平成28年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 12 平成28年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 13 平成28年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 14 平成28年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 15 平成28年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 16 平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 17 平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 18 平成28年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 19 平成28年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 20 平成28年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 21 平成28年度千葉市学校給食センター事業特別会計予算
- 22 平成28年度千葉市公債管理特別会計予算
- 23 平成28年度千葉市病院事業会計予算
- 24 平成28年度千葉市下水道事業会計予算
- 25 平成28年度千葉市水道事業会計予算

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉県行政不服審査法施行条例の制定について(総務局 総務部 政策法務課)

行政不服審査法の全部改正に伴い、千葉県行政不服審査会の組織及び運営に関する事項その他の同法の施行に必要な事項を定める。

- (1) 千葉県行政不服審査会の設置  
審査請求に係る事件を調査審議する第三者機関として千葉県行政不服審査会を設置する。  
ア 委員の人数 5人以内(法律、行政に関して優れた識見を有する者のうちから選任)  
イ 委員の任期 2年
- (2) 写しの交付に係る手数料の設定  
審査請求人等が審査請求に係る書類の写しの交付を求めたときの手数料を、1枚(片面)につき10円(カラーは20円)と定める。
- (3) 施行期日 H28. 4. 1
- (4) 法改正 H26. 6. 13公布 H28. 4. 1施行  
※法改正の概要  
公正性の向上等を図り、国民の権利利益の救済を図るもの  
○異議申立てを廃止し、審査請求に一元化  
○審理手続の変更
  - ・ 審理員制度の導入  
審査庁の職員のうち処分に関与しない者を「審理員」に指名し、審査請求人と処分庁の主張を公平に審理する。
  - ・ 第三者機関への諮問手続の導入  
有識者から成る第三者機関の諮問手続を設け、審査請求に係る事件を調査審議する。

### 2 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (総務局 総務部 政策法務課)

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続の適用除外を定める。

- (1) 千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例の一部改正  
千葉県情報公開条例又は千葉県個人情報保護条例の規定による開示決定等に対し行われた審査請求は、審理員による審理及び行政不服審査会への諮問を必要としないこととする。  
(各条例で設置する附属機関に諮問するため)
- (2) 法改正に伴い、千葉県職員退職手当支給条例ほか5条例について、語句の修正その他の規定の整備を図る。
- (3) 施行期日 H28. 4. 1
- (4) 法改正 H26. 6. 13公布 H28. 4. 1施行

### 3 千葉市職員の退職管理に関する条例の制定について(総務局 総務部 人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、再就職した職員に対し、現職職員への働きかけを禁止するとともに、再就職情報の届出を義務付ける。

- (1) 離職前5年より前に部長、課長相当職であった再就職者に対し、当該職に係る職務に関する現職職員への働きかけを離職後2年間禁止する。  
※ 次の行為は、法律で禁止されている。  
ア (全ての再就職者)離職前5年間の職務に関する働きかけ  
イ (離職前5年より前に局長相当職であった再就職者)当該職に係る職務に関する働きかけ
- (2) 管理職員であった者に対し、再就職に関する情報の届出を2年間義務付け、その内容を公表する。
- (3) 罰則  
ア (1)に違反した者は、地方公務員法の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(不正な行為の働きかけの場合)  
イ (2)に違反した者は、10万円以下の過料
- (4) 施行期日 H28. 4. 1
- (5) 法改正 H26. 5. 14公布 H28. 4. 1施行

### 4 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (総務局 総務部 人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定める。

- (1) 千葉市職員の給与に関する条例の一部改正  
等級別基準職務表(職員の職務を給料表の各等級に分類する際に基準となるべき職務の内容を定めたもの)を定めるほか、規定の整備を図る。(現在人事委員会規則で定めている内容を条例化)
- (2) 千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
公表事項として退職管理の状況を追加するほか、規定の整備を図る。
- (3) 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例ほか2条例の一部改正  
条項ずれに伴い、規定の整備を図る。
- (4) 施行期日 H28. 4. 1
- (5) 法改正 H26. 5. 14公布 H28. 4. 1施行

5 千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき、千葉県の教育職の職員の給与改定に準じて教育職の職員の給与を改定するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、職員の給料の減額措置を継続する。

- (1) 教育職の職員の給与改定  
平均0.3%の引上げ
- (2) 職員の給料の減額措置の継続(概ね30歳未満の若年層を除く)
- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 現 行                        | H28. 4. 1~H29. 3. 31 |
| 局部長級から主事等まで<br>△7.0%~△1.7% | △6.0%~△1.2%          |
- (3) 施行期日 公布の日(H27. 4. 1から適用。(2)については、H28. 4. 1)

6 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の職員の給与の減額措置を継続するほか、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地利用最適化推進委員の報酬等の額を定める。

- (1) 給与の減額措置をH29. 3. 31まで継続する。
- |      | 市長   | 副市長  | 常勤の監査委員、病院事業管理者及び教育長 |
|------|------|------|----------------------|
| 給料   | △20% | △10% | △10%                 |
| 期末手当 | △50% | △30% | △15%                 |
| 退職手当 | △50% | △10% | △ 5%                 |
- (2) 農地利用最適化推進委員の報酬の額を月額40,000円とする。  
※農地利用最適化推進委員  
法改正により設けられた委員。農業委員会が委嘱し、農地利用の集積・集約化等を目的として地域における現場活動を行う。
- (3) 施行期日 H28. 4. 1
- (4) 法改正 H27. 9. 4公布 H28. 4. 1施行(条例改正に係る部分)

7 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を引き上げる。

- (1) 千葉県の教育職の職員の特殊勤務手当の改定に準じ、教員特殊業務に従事する職員(市立高等学校の教員)の特殊勤務手当の額を引き上げる。  
 主な手当(日額)

区 分	改定前	改定後
非常災害時の生徒の保護業務	6,400円	8,000円
生徒の負傷に伴う救急業務	6,000円	7,500円
修学旅行の引率業務	3,400円	4,250円
週休日等の部活動の指導業務(4時間以上6時間未満)	2,400円	3,000円

- (2) 施行期日 H28.4.1

8 千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(総務局 総務部 人材育成課)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じ、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の傷病補償年金等の調整率を引き上げる。

- (1) 傷病補償年金等の調整率(他の給付との併給を調整するための支給率)の引上げ  
 0.86 → 0.88  
 (2) 施行期日 H28.4.1  
 (3) 政令改正 H28.1.22公布 H28.4.1施行

9 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

(総務局 情報経営部 業務改革推進課)

独自利用事務及び同事務における特定個人情報の利用範囲を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 番号法に定めのない社会保障分野の14事務を「独自利用事務」として定め、個人番号をその内容に含む特定個人情報を利用するとともに、他の地方公共団体等と情報連携を行う。  
 主な独自利用事務と特定個人情報の利用範囲

独自利用事務	特定個人情報の利用範囲
子どもの医療費の助成に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、
心身障害者の医療費の助成に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報
母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報

※独自利用事務

- 番号法で定める事務(法定事務)以外で、地方公共団体が条例で定めるところにより個人番号を利用する事務  
 (2) 法定事務及び独自利用事務で住民票その他の書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなし、書面の提出を要しないこととする。  
 (3) 施行期日 公布の日

10 千葉県国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局 健康部 健康保険課)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置を拡大する。

(1) 保険料軽減措置の対象となる世帯の所得基準額を引き上げる。

ア 2割軽減世帯

33万円+48万円(現行47万円)×被保険者数

イ 5割軽減世帯

33万円+26.5万円(現行26万円)×被保険者数

(2) 施行期日 H28. 4. 1

(3) 政令改正 H28. 1. 29公布 H28. 4. 1施行

11 千葉県障害者施策推進協議会条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定に伴い、障害者施策推進協議会に、新たに障害者差別解消支援部会を設ける。

(1) 障害を理由とする差別に関する相談及び相談事例を踏まえた差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、法律で定める障害者差別解消支援地域協議会として、障害者施策推進協議会に「障害者差別解消支援部会」を置く。

(2) 施行期日 H28. 4. 1

(3) 法制定 H25. 6. 26公布 H28. 4. 1施行

12 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者に提供する「通いサービス」を基準該当自立訓練とみなすこととするほか、所要の改正を行う。

(1) 介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供している障害者及び障害児に対する「通いサービス」を、基準該当自立訓練とみなすこととする。

(2) (1)の「通いサービス」の提供を受ける障害者及び障害児を、当該事業所の登録定員及び利用定員に含める。

(3) 施行期日 H28. 4. 1

(4) 省令改正 H28. 1. 18公布 H28. 4. 1施行

13 千葉県火災予防条例の一部改正について (消防局 予防部 指導課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、ガスグリドル付こんろ等に係る離隔距離を定める。

- (1) ガスグリドル付こんろに係る離隔距離(可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離)

	上方	側方	前方	後方
不燃	80cm	0cm	-	0cm
不燃以外	100cm	15cm	15cm	15cm

- (2) 入力値が5.8kWの電磁誘導加熱式調理器(IH調理器)に係る離隔距離

	上方	側方	前方	後方
不燃	80cm	0cm	-	0cm
不燃以外	100cm	2cm	2cm	2cm

- (3) 施行期日 H28. 4. 1  
 (4) 省令改正 H27. 11. 13公布 H28. 4. 1施行

14 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について (消防局 予防部 指導課)

納入通知書により手数料を徴収する場合の徴収時期を定める。

- (1) 手数料の一部(特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料などの高額のもの)について、納入通知書による徴収を可能とするため、手数料の徴収時期(原則は申請時)を申請後とする例外規定を設ける。

※ 少額の手数料等については、レジスターにより申請時に徴収する。

- (2) 施行期日 H28. 4. 1

15 千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (病院局 経営管理部 経営企画課)

海浜病院の診療科目を追加する。

- (1) 海浜病院の診療科目に「内分泌内科」及び「形成外科」を加える。  
 (2) 施行期日 H28. 4. 1

16 千葉市区の設置等に関する条例の一部改正について

(市民局 市民自治推進部 区政推進課)

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定める。

- (1) 区の事務所(区役所)が分掌する事務を定める。
  - ア 区の活性化、区における課題の解決に関する事項
  - イ 区民に身近な行政サービスに関する事項
- (2) 施行期日 H28. 4. 1
- (3) 法改正 H26. 5. 30公布 H28. 4. 1施行(条例改正に係る部分)

17 千葉市暴力団排除条例の一部改正について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法改正による条項ずれ等に伴い、規定の整備を図る。
- (2) 施行期日 H28. 6. 23
- (3) 法改正 H27. 6. 24公布 H28. 6. 23施行(条例改正に係る部分)

18 千葉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

(市民局 生活文化スポーツ部 消費生活センター)

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定める。

- (1) 消費生活センターの名称及び位置を定める。

名 称	位 置
千葉市消費生活センター	中央区弁天1丁目25番1号
- (2) 消費生活センターの組織及び運営について定める。

主な規定内容

  - ア 所長及び必要な職員を置く。
  - イ 消費生活相談員として消費生活相談員資格試験に合格した者を置く。
  - ウ 消費生活相談員の人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる。
  - エ 情報の漏えい、滅失等の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。
- (3) 施行期日 H28. 4. 1
- (4) 法改正 H26. 6. 13公布 H28. 4. 1施行(条例制定に係る部分)

19 千葉市が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について

(経済農政局 経済部 産業支援課)

中小企業者の事業の再生を促進することにより、地域経済の活力や雇用の維持を図るため、千葉県信用保証協会に対する回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとする。

- (1) 千葉市中小企業資金融資制度における市が保証協会から回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとする。

※中小企業資金融資制度

中小企業者が千葉県信用保証協会の保証を受けて金融機関から運転資金や設備資金の融資を受けるもの。当該中小企業者の返済が滞ったときは保証協会が代位弁済するが、このときには市も保証協会の弁済の一部をてん補することとされている。代位弁済後に当該中小企業者から回収をしたときには、市は、その一定割合を回収納付金として保証協会から受け取ることができる。

- (2) 産業競争力強化法の規定により中小企業再生支援協議会が策定支援を行った再生計画等に基づくもので、かつ、中小企業者の事業の再生に資すると認める場合に、回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとする。
- (3) 回収納付金を受け取る権利を放棄するときは、あらかじめ、専門的知識を有する者の意見を聴くものとし、権利を放棄したときは議会に報告する。
- (4) 施行期日 H28.4.1

20 千葉市土の採取計画の認可に関する条例の制定について

(経済農政局 経済部 産業支援課)

土の採取を行おうとするときは、土の採取計画に係る市長の認可を要することとするほか、認可手続等について定める。

- (1) 業として土の採取を行おうとする者は、千葉県の登録を受け、土の採取計画に係る市長の認可を要することとする。
- (2) 市長は、災害の防止のため緊急の必要があるときは、土採取業者に対し、災害防止措置を執ることを命ずることができることとする。
- (3) 土の採取を完了し、又は廃止したときは、市長へ届け出なければならないこととする。
- (4) 土採取計画の認可申請等の手数料を定める。(認可申請37,000円、変更認可申請17,000円)
- (5) 罰則
- ア 緊急措置命令(災害防止措置を執るべきことを命令)違反等 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- イ 変更認可届出義務違反等 1万円以下の過料
- (6) 施行期日 H28.8.1

21 千葉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について  
(農業委員会事務局)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める。

- (1) 法改正により、農業委員の選出方法が公選制から市長の任命制に変更され、新たに農地利用最適化推進委員が設けられたため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める。
  - ア 農業委員 17人
  - イ 農地利用最適化推進委員 23人
- ※農地利用最適化推進委員  
法改正により設けられた委員。農業委員会が委嘱し、農地利用の集積・集約化等を目的として地域における現場活動を行う。
- (2) 千葉市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例は、廃止する。
- (3) 施行期日 H28. 4. 1(現委員の在任中は従前どおり)
- (4) 法改正 H27. 9. 4公布 H28. 4. 1施行(条例制定に係る部分)

22 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について  
(こども未来局 こども未来部 保育支援課)

千葉県からの権限移譲に伴い、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める。

- (1) 幼稚園型認定こども園等について、職員の配置及び資格、建物の配置、設備等認定の要件を定める。
  - ※ 幼保連携型認定こども園の職員、設備等の基準を定める条例は、既に制定済  
(本市が定める主な独自の基準)
  - ア 3歳児の学級の編制を1学級30人以下(国基準35人以下)とする。
  - イ 職員の数は、1・2歳児5人につき1人(国基準6人につき1人)とする。
  - ウ 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は2歳未満児1人につき3.3㎡(国基準1.65㎡(乳児室)、3.3㎡(ほふく室))とする。
  - エ 3歳以上児の食事の外部からの搬入は、事前に市との協議を要するものとする。
  - オ 非常災害に備え、設備を設置するとともに、災害に対する計画を策定するほか、月1回以上の訓練の実施及び非常用物資の確保を行う。
- (2) 施行期日 H28. 4. 1

23 学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(こども未来局 こども未来部 健全育成課)

学校教育法等の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法改正により小中一貫教育を行う「義務教育学校」が規定されたこと等に伴い、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか3条例について、語句の修正その他の規定の整備を図る。
- (2) 施行期日 H28. 4. 1
- (3) 法改正 H27. 6. 24公布 H28. 4. 1施行

24 千葉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件を廃止する。

- (1) 省令改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件(30歳以上)を廃止する。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 省令改正 H27. 9. 30公布 H28. 1. 1施行

25 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について  
(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

当分の間、犢橋公民館を休止する。

- (1) 老朽化に伴う建替えのため、犢橋公民館を休止する。
  - ア 施設の概要
    - (ア)所在地 花見川区犢橋町162番地1
    - (イ)設置時期 昭和45年
    - (ウ)構造 木造2階建て
    - (エ)面積 敷地面積約1,337㎡ 延べ面積約427㎡
  - イ 休止期間  
当分の間(2年間を予定)
- (2) 施行期日 H28. 4. 1

26 千葉県東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について

(都市局 都市部 市街地整備課)

復興交付金事業計画の期間変更に伴い、条例の有効期間を延長する。

- (1) 国が定める復興交付金事業計画の期間が延長されたことから、条例の有効期間を「平成28年3月31日まで」から「平成33年3月31日まで」に延長する。
- (2) 施行期日 公布の日

27 千葉県地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築指導課)

幕張新都心中心地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を変更する。

- (1) 幕張新都心中心地区地区整備計画の建築物の用途の制限を変更する。  
主な変更内容(建築できない用途の追加)
  - ア 業務研究地区(その1)及び業務研究地区(その2)
    - (ア) 勝馬投票券発売所、場外車券売場等
    - (イ) 集会場(葬儀を行うもの)
    - (ウ) 納骨堂
  - イ タウンセンター地区
    - (ア) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等(ゲームセンターを除く)
    - (イ) 集会場(葬儀を行うもの)
    - (ウ) 納骨堂
- (2) 施行期日 公布の日

28 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について(都市局 建築部 建築指導課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る基準適合の認定手数料等を定める。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る基準適合の認定手数料を定める。

主な手数料(登録建築物調査機関の適合証等が添付されている場合)

認定内容	区 分	手数料の額
建築物エネルギー消費性能向上計画	一戸建ての住宅(200㎡未満)	4,600円
	共同住宅等(2,000㎡以上5,000㎡未満)	43,900円
建築物のエネルギー消費性能基準への適合	一戸建ての住宅(200㎡未満)	4,600円
	共同住宅等(2,000㎡以上5,000㎡未満)	43,900円

- (2) 国基準の一部改正に伴い、既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅等計画認定申請手数料を定める。

主な手数料(登録住宅性能評価機関の適合証が添付されている場合)

区 分	手数料の額
一戸建ての住宅	9,000円
共同住宅(51~100戸)	162,000円

- (3) 施行期日 H28.4.1

- (4) 法制定 H27.7.8公布 H28.4.1施行(条例改正に係る部分)

29 千葉県幕張新都心文教地区建築条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築指導課)

建築基準法等の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法改正により用途制限に係る建築物の区分が変更されたこと等に伴い、規定の整備を図る。  
 (2) 施行期日 H28.6.23ほか  
 (3) 法改正 H27.6.24公布 H28.6.23ほか施行

30 千葉市都市公園条例の一部改正について（都市局 公園緑地部 公園管理課）

蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンド及び多目的広場の利用料金の上限の額を改定するとともに、同多目的グラウンドの供用時間を変更する。

- (1) 蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンドの利用料金の上限額の改定及び供用時間の変更  
人工芝の敷設及び夜間照明灯の設置に伴い、利用料金の上限額を改定するとともに供用時間を変更する。

ア 主な利用料金の改定内容 (サッカーコート1面1時間につき)

区 分		改定前	改定後
アマチュア	一般	900円	3,470円
	高校生	450円	1,730円
	小学生・中学生	300円	1,150円
アマチュア以外		1,800円	6,940円
【新設】照明設備		—	2,160円

イ 供用時間の変更

(変更前)午前9時から午後5時まで → (変更後)午前9時から午後9時まで

- (2) 蘇我スポーツ公園多目的広場の利用料金の上限額の改定  
第1多目的グラウンドと一体的に管理することから、利用料金の上限額を改定する。  
主な改定内容 (サッカーコート1面1時間につき)

区 分		改定前	改定後
アマチュア	一般	4,110円	3,470円
	高校生	2,050円	1,730円
	小学生・中学生	1,330円	1,150円
アマチュア以外		8,220円	6,940円

- (3) 施行期日 H28.7.1ほか

## ( 一 般 議 案 )

### 1 町の区域及び名称の変更について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

緑区平山町の区域の一部を辺田町の区域に変更する。

#### (1) 変更の理由

辺田町における宅地開発区域内に平山町の飛地が存在しており、現在のまま居住が開始されると、同じ生活圏内で2つの町名が存在することとなり、住民の生活に混乱が生じるおそれがあるため、町の区域及び名称を変更する。

#### (2) 変更する面積

町名	変更前(ha)	変更後(ha)	増減(ha)
辺田町	164.05	164.41	0.36増
平山町	541.06	540.70	0.36減

#### ※ 宅地開発事業の概要

- ・工事予定期間 H27.12～H28.5
- ・開発区域の面積 約1.85ha
- ・予定建築物の用途 専用住宅(60区画を予定)

### 2 土地の処分について(旧千葉市立高洲第二小学校の跡地)

(財政局 資産経営部 管財課)

売却土地 美浜区高洲2丁目22番外1筆  
地目 学校用地  
地積 16,620.93㎡  
売却価格 1,752,000,000円  
売却先 株式会社長谷工コーポレーション

#### (1) 処分の経緯

学校適正配置の実施に伴い、H23.4に旧高洲第一小学校と統合した旧高洲第二小学校の跡地を処分する。

- ※ 売却土地に付随する建物等 校舎、屋内運動場、プール

3 財産の処分について (保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

譲渡財産 千葉市福祉作業所の建物		
所在地	中央区亥鼻2丁目10番16号	緑区鎌取町2810番地8
面積	601.89㎡	708.99㎡
構造	鉄骨造陸屋根平屋建	鉄骨造鋼板葺平屋建等
用途	障害福祉サービス事業所として	
譲渡先	社会福祉法人オリーブの樹	

(1) 処分の経緯

千葉市福祉作業所の廃止に伴い、H28.4.1以降の運営を引き継ぐ社会福祉法人オリーブの樹に建物を無償譲渡する。

4 損害賠償額の決定及び和解について (保健福祉局 高齢障害部 高齢施設課)

千葉市が特別養護老人ホームの敷地の用に供するため相手方に賃貸した土地において、基準を超えるふっ素及びその化合物が検出されたため、汚染土壌を処理し、建設工事が遅延した件について、損害賠償の額を定め、和解する。

(1) 相手方

千葉市中央区問屋町6番4号  
社会福祉法人友和会  
理事長 野口 アキ子

(2) 賃貸した土地

美浜区真砂2丁目16番3号(旧真砂第一小学校跡地)の一部

(3) 主な和解内容

- ア 千葉市は、賃貸借契約に基づく必要費として、汚染土壌処理費用相当額65,664,000円を支払う。
- イ 千葉市は、相手方の行う建設工事の遅延に伴う損害として16,221,600円を支払う。

5 指定管理者の指定について (保健福祉局 高齢障害部 高齢施設課)

施設の名称	千葉市幸老人センター
指定管理者	千葉幸町団地自治会
指定期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

(1) 施設の所在地 美浜区幸町2丁目12番11号

6 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	平成28年4月1日
契約金額	18,000,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 川口明浩

(1) 契約の期間 H28. 4. 1~H29. 3. 31

7 議決事件の一部変更について((仮称)高洲市民プール・体育館改築工事に係る工事請負契約) (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

工期	変更前	契約締結日の翌日から330日間
	変更後	契約締結日の翌日から375日間 (契約締結日 平成27年6月23日)

(1) 議決年月日 H27. 6. 23

(2) 変更の理由

関連工事である杭打工事において地中障害物があることが判明し、その撤去に日数を要したほか、天候不順が続いた影響から、改築工事の工期を変更する。

8 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認定	19路線
廃止	4路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定及び廃止